

一般社団法人 日本木材輸出振興協会組織規程

平成 16 年 3 月 30 日
変更 平成 28 年 4 月 1 日
変更 平成 30 年 3 月 1 日
変更 令和 2 年 6 月 15 日
変更 令和 4 年 10 月 1 日

第 1 章 総則

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）の事業遂行のため、協会の組織、事務の分掌及び職制を定める。

第 2 章 部及び課の設置

(組 織)

第 2 条 協会に総務課及び業務部を置き、業務部に業務課及び調査課を置く。

(総務課)

第 3 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 協会の基本的事項の企画、調整等に関すること。
- (3) 人事、給与（支払に関するものを除く。）、旅費等に関すること。
- (4) 予算、決算及び会計に関すること。
- (5) 文書に関すること。
- (6) 定款、規程の変更及び登記に関すること。
- (7) 総会及び理事会に関すること。
- (8) 助成事務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しない事務に関すること。

(業務課)

第 4 条 業務課においては次の事務をつかさどる。

- (1) 国産材を輸出する可能性のある国における国産材の輸出拡大に資するための相手国のニーズにあった木材加工技術の調査及び開発等による需要開発
- (2) その他、協会の目的を達成するために必要な事項

(調査課)

第 5 条 調査課においては次の事務をつかさどる。

- (1) 国産材の輸出に関する国内外の関連情報の収集及び調査研究
- (2) 国産材の輸出拡大に必要なセミナー、講習会の開催

第3章 職制及び職務

(職制及び職務)

第6条 協会に事務局長を、部に部長を、課に課長を置く。

- 2 事務局長は、命を受けて協会の事務を掌理する。
- 3 部長は、命を受けて、その部に属する複数の課の事務を総括する。
- 4 課長は、命を受けて、その課の事務を行う。

(担当部長)

第7条 部に必要に応じて、担当部長を置くことができる。

- 2 担当部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その事務を代理する。

(調査役)

第8条 協会に必要に応じて調査役を置くことができる。

- 2 調査役は、命を受けて、協会の事務のうち重要な事項の調査及び規格に関する事務に参画する。

(参与)

第9条 協会は、業務上必要のあるときは、参与を置くことができる。

- 2 参与は、命を受けて、協会の特定の重要な業務に参与する。

附 則

この規程は、平成16年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。